

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月23日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区舟入南五丁目3番7号
氏名	株式会社 アースクリエーション
	代表取締役 道家 剛
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-291-9738
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 アースクリエーション
事業場の所在地	広島県広島市中区舟入南五丁目3番7号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	07 職別工事業
②事業の規模	元請完成工事高 ￥178,028,545
③従業員数	11人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり

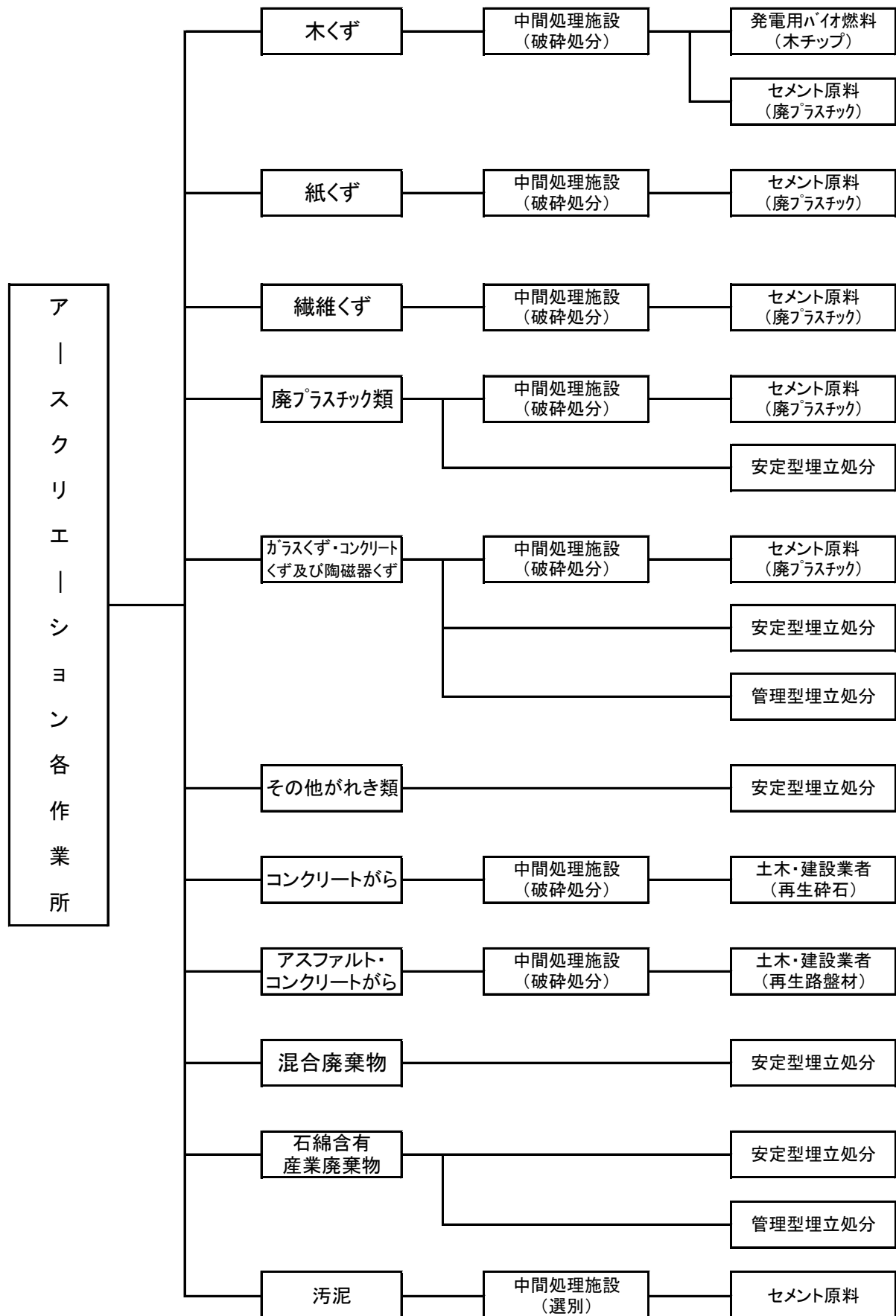
別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				単位:トン／年 自ら行う埋立処分等に関する事項		単位:トン／年 処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	48.89	48.89									48.89	48.89			48.89	48.89				
紙くず	2.18	2.18									2.18	2.18			2.18	2.18				
木くず	395.99	395.99									395.99	395.99			395.99	395.99				
繊維くず	3.32	3.32									3.32	3.32			3.32	3.32				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	6.135	6.135									6.135	6.135			6.135	6.135				
鋳さい																				
がれき類	7409.63	7409.63							192.6	192.6	7217.03	7217.03			7217.03	7217.03				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	7866.145	7866.145	0	0	0	0	0	0	192.6	192.6	7673.545	7673.545	0	0	7673.545	7673.545	0	0	0	0

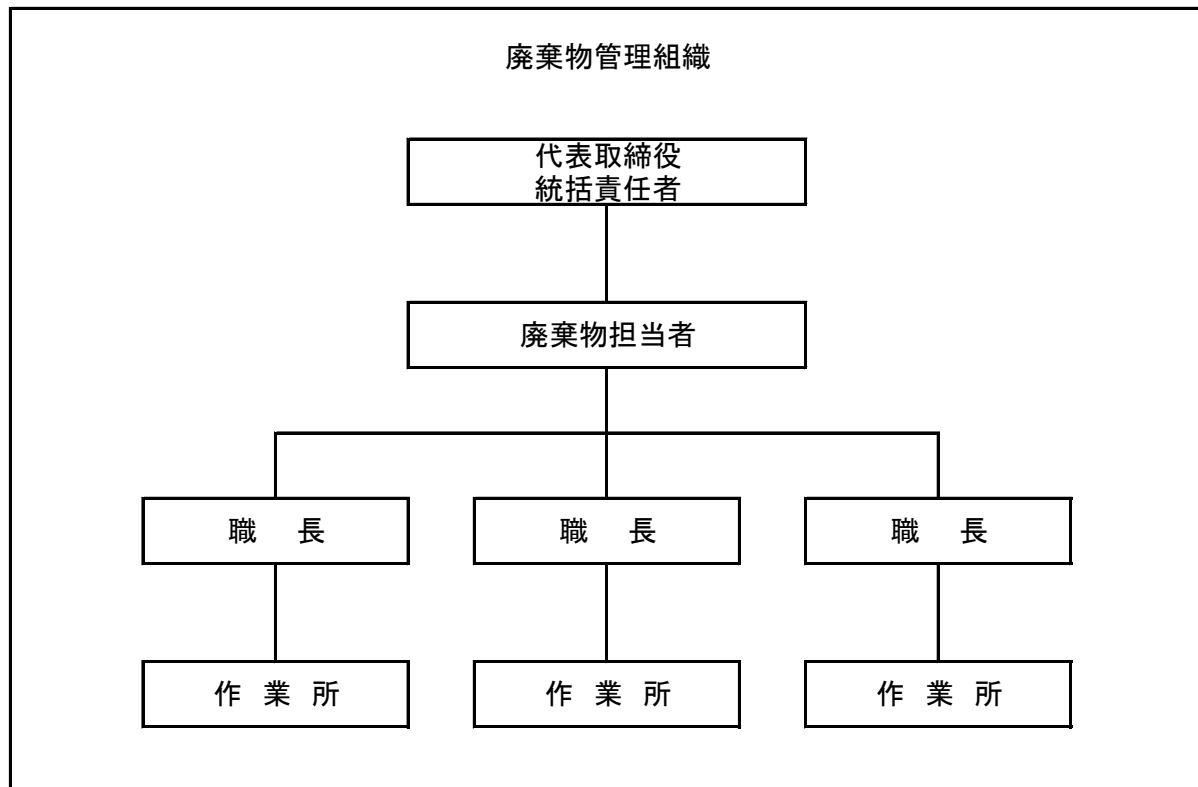
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

廃棄物処理フロー図(別紙3)



責任者及び管理組織図(別紙4)

統括責任者		代表取締役社長
廃棄物担当		工事部長
役割	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○各作業所の廃棄物管理規定の策定、改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物担当	○廃棄物処理の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項



別紙5

産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画

産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関係する法令、その他その規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 解体工事で発生した産業廃棄物は処理業者に委託するため、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。
- ③ 作業所内で廃棄物を品目毎に分別し、最終処分量の削減、再生利用に努める。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、関連会社にも必要な指導を行う。
 - 分別収集 : 作業所内で廃棄物を品目毎に分別し、適正に収集運搬する。
 - 再生利用 : 資源化、燃料利用を促進し、再生利用ルートを確保する。
 - その他 : 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

廃棄物の処理の現状

- (1) 解体工事から発生する産業廃棄物は、木くず・繊維くず・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・陶磁器くず及びコンクリート・がれき類がそのほとんどを占めています。
木くず・紙くず・繊維くず・廃プラスチック類・金属くず・コンクリートに関しては、現状で中間処理施設からの再利用が可能となっていますが、その他品目（廃石膏ボード・がれき類）については中間処理施設において破碎処理後に埋立処分するか、直接最終処分施設へ運搬し埋立処分をする現状です。
解体工事で発生する産業廃棄物は、作業所場内で手選別により廃棄物の分別をし、品目毎に各処分場に搬入しています。
- (2) 目標設定
解体工事から発生する産業廃棄物は、廃棄物全体の抑制は難しいのが現状です。
作業所場内で手選別により廃棄物を分別し、埋立処分場に搬入する廃棄物を抑制、中間処理施設による再生利用に努める。
中間処理施設と連携し、中間処理施設からの最終処分施設搬入を抑制する為、分別方法、搬入方法を検討し、再生利用に努める。
- (3) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理
県、市の産業廃棄物関係の情報を収集・取りまとめ、職員に情報提供する。